## 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター ロゴマークの使用について

当財団が商標登録している文字や図形(以下「ロゴマーク」という。)の使用については、「公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが商標登録している文字や図形に関する使用規約」(以下「規約」という。)に基づき申請してください。

なお、ロゴマークの申請に対する回答は申請を受理してから1週間程度の時間 を要します。

## 1. 使用申請手続きについて

ロゴマーク (別紙参照) を使用する者は、規約第5条に基づきロゴマーク使用 許可申請書 (別記様式第1号) を当財団に提出してください。

2. 使用許可について

財団は、提出された申請書を審査のうえ、適切であると判断した場合はロゴマーク使用許可書(別記様式第2号)を交付します。

- 3. 使用方法について
  - ロゴマークを使用する者は、以下の事項を遵守してください。 なお、ロゴマークに関する一切の権利は、財団に帰属します。
  - ① 規約第2条別紙に掲げるロゴマーク「住まいるダイヤル」について、このロゴマークを使用する場合は、文字と図形の組み合わせを原則とし、「基本組み合わせ」3パターン(A~C)の中から選択それ以外の使用は、許可された場合のみ使用可能
  - ② 規約第7条に規定する使用状況についての報告の求め又はロゴマークを使用した資料や物品等の提出の求めがあった場合、その求めに応じること
  - ③ 規約第8条に規定するロゴマークの使用にあたり禁止する事項の遵守
  - ④ 規約第9条に規定するロゴマークの表示に付随して表記する事項の遵守

## 申請に際し必要な書類

- 1. ロゴマーク使用許可申請書(別記様式第1号)
- 2. 使用方法等の参考となる資料がある場合は、その資料
- 3. 返信用封筒1通(宛先を明記のうえ、84円切手を貼付)

## 送付先及び問合せ先

**∓**102−0073

東京都千代田区九段北4丁目1番7号 九段センタービル3階 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

総務部 ロゴマーク使用許可担当宛

(FAX、メールアドレスによる申請は受け付けておりません)